

実 施 計 画 審 査 意 見 書

平成19年10月31日に神奈川県知事 松沢 成文から提出がありました（仮称）綾瀬インターチェンジに係る環境影響予測評価実施計画書に対する神奈川県環境影響評価条例第12条第1項の規定による審査結果は、別紙のとおりです。

平成20年 3 月14日

神奈川県知事 松 沢 成 文

（仮称）綾瀬インターチェンジの設置事業（以下「本件事業」という。）は、東名高速道路の横浜町田インターチェンジと厚木インターチェンジが約 15 キロメートル離れており、この間に位置する綾瀬市や海老名市などから東名高速道路にアクセスしにくい状況にあることから、県民生活の利便性向上や地域経済の活性化とともに、既存の両インターチェンジ周辺の渋滞緩和を図ることを目的として、これらのほぼ中間の綾瀬市小園 720 番地外にインターチェンジを新設する事業である。

事業実施予定者は神奈川県及び神奈川県道路公社である。また、本件事業は都市計画に定めようとする事業であるため、神奈川県環境影響評価条例に基づく手続を都市計画決定権者である神奈川県が行っている。

本件事業は、東名高速道路と都市計画道路寺尾上土棚線を結ぶインターチェンジを設置するものであり、東名高速道路本線との分合流ランプ（4 本）、料金所（6 レーン）、出入口交差点などを整備するものである。

実施区域の用途地域は主に工業専用地域と準工業地域となっており、その周辺には第一種低層住居専用地域と第一種中高層住居専用地域も存在し、一帯は市街地が形成されている。また、インターチェンジと接続する都市計画道路寺尾上土棚線とこれに続く都市計画道路藤沢厚木線は、4 車線で整備される計画であり、実施区域北側の県道 40 号（横浜厚木）から南側の国道 1 号までの区間が平成 19 年度内に完成する。

本件事業は、市街化された地域において新たにインターチェンジを建設することから、工事の実施や施設の存在及び供用による大気汚染や騒音など周辺環境への影響が考えられ、特に周辺の市街地では供用後の自動車交通量の増加に伴う環境影響が懸念される。

したがって、環境影響予測評価書案の作成に当たっては、次の審査結果を十分に踏まえ、適切な対応を図る必要がある。

1 環境影響評価項目の選定について

○ 地域分断

インターチェンジの設置により東名高速道路の綾瀬バスストップへの利用経路が変更され、その一部は従前より大きく迂回することになり、日常的な利用に支障を来たすおそれがあることから、評価項目として選定すること。

2 調査及び予測の方法について

(1) 大気汚染

現地調査の実施に当たっては、次の周辺状況を考慮して調査地点を適切に選定すること。

- ・ 風向風速の計測に係る気象調査については、地形の傾斜、空地面積、隣接地の建屋などの状況
- ・ 一般環境大気質調査については、空地面積、東名高速道路からの影響、近隣事業所のトラックの出入りなどの状況

(2) 騒音及び振動

東名高速道路本線に合流する東京方面への加速区間は、第一種中高層住居専用地域に接していることから、調査地点として追加すること。

(3) 植物・動物・生態系

オオタカの飛翔が綾瀬市内で確認されていることから、詳細な調査計画を策定してこれを明らかにするとともに、適切に調査を実施し、予測及び評価を行うこと。

(4) 安全（交通）

- ・ 将来交通量について

インターチェンジの供用は、周辺地域の自動車交通の流れに大きな影響を与えることが想定される。予測及び評価の前提となる将来交通量の算出に当たっては、現況の交通の流れを適切に把握し、これに基づいて計算モデルを検証する必要があることから、交通量が増加する可能性のある実施区域と国道 246 号を接続する幹線道路に交通量調査地点を追加し、休日を含めて調査すること。

3 その他

インターチェンジと一般道路との接続形態の違いにより、周辺の大気環境などに与える影響が異なるため、本件事業における選定の検討経緯を明らかにすること。